資料②

総合事業における感染症等への対応について

感染症等への対応につきましては、以下の事務連絡やホームページを参照し、感染症予防対策の上事業を運営されますようお願いいたします。

介護保険最新情報 Vol.1146 高齢者施設等における感染対策等について
令和5年４月 18 日厚生労働省老健局

（https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090）

介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について
厚生労働省ホームページ
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html）
内容

１．基本的な事項
２．感染拡大防止に関する事項
３．職員の確保に関する事項
４．衛生用品の確保に関する事項
５．要介護認定に関する事項
６．介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項
７．感染症発生に備えた対応等に関する事項
８．その他に関する事項

※国からの通知では、介護事業所のみならず、総合事業指定事業所を対象とする事業や施策が見受けられますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

《参考》

厚生労働省のホームページと併せて、宮城県の下記ページも定期的に確認してください。

新型コロナウイルス関連情報（介護サービス事業者向け）

（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/corona2020.html）

【重要】事業所内で感染症等が発生した場合の対応

令和5年5月8日宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課発出「施設内で感染症等が発生した場合の報告方法について」（別添1）の対応となります。

報告基準に該当した場合は、宮城県（仙台保健福祉事務所）への報告とともに、所在市町村担当課へも報告願います。

【問い合わせ先】

市町村担当課	連絡先
塩竈市福祉子ども未来部高齢福祉課高齢者支援係	022-364-1204
多賀城市保健福祉部介護・障害福祉課介護支援係	022-368-1498
松島町健康長寿課高齢者支援班	022-355-0677
七ヶ浜町長寿社会課介護保険係	022-357-7447
利府町保健福祉部地域福祉課介護福祉係	022-767-2198

別添１

令和５年５月８日

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課

施設内で感染症等が発生した場合の報告方法について

令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類感染症に変更されますが、施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合の保健所への報告は、季節性インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症発生時と同様の対応となります。同日以降の報告方法について電子化を行いましたので、今後は感染症等の種類にかかわらず、下記方法にて御報告をお願いします。

１　報告方法

みやぎ電子申請サービスを使用して報告をお願いします。

https://www.pref.miyagi.jp//soshiki/situkan/syuudan_kansen.html

２　対象施設

県内に所在する別添２の通知（別紙）対象となる社会福祉施設等（仙台市内を除く）

３　報告基準

別添２の通知４のア、イ又はウに該当した場合

以下、通知より一部抜粋

ア．同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間内に２名以上発生した場合

イ．同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ．ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

４　御報告いただく時期

上記３に該当した場合には、一連の感染発生につき一度、御報告をお願いします。

５　保健所からの調査・助言指導

報告内容を確認し必要時保健所から施設に御連絡いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に関してはオミクロン株が主流である間、当該株の特徴を踏まえ重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に積極的疫学調査を集中的に実施します。

６　その他

（１）　新型コロナウイルス感染症の施設発生時における行政検査の取扱い

各保健所にて必要と判断した検査については行政検査として取扱い、各施設に対して抗原定性検査キットの配布等を行う場合があります。

（２）　施設への業務継続等の支援

高齢者・障害者入所施設における感染発生時の施設支援（業務継続や入所者支援など）については、各施設主管課からの御案内を御確認ください。